明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二九四）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二九五）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二九六）　二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二九七）　二
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同二九八）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人造幣局平成二十五事業年度財務諸表、平成二十五年度日本赤十字社業務及び収支決算等、全国社会保険労務士会連合会平成二十五年度の決算、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省　令

○厚生労働省令第百一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百八十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六百四十一条第一項第一号中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に、「第二条第一項第三号の二」を「第二条第一項第三号の三」に改め、同項第二号中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に、「令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物」を「特別有機溶剤（特化則第二条第一項第三号の二の特別有機溶剤をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第一令第六条第十八号の作業のうち、令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3若しくは19の2に係るものに掲げる物を製造し、又は取り扱う作業の項中「令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物」を「特別有機溶剤」に、「同号37」を「令別表第三第二号37」に、「同号3の3若しくは19の2」を「特別有機溶剤」に、「に掲げる物を製造し」を「を製造し」に、「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改める。

別表第二一・二―ジクロロプロパンの項の次に次のように加える。

ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（別名ＤＤＶＰ）	一パーセント未満

別表第二のニメチルイソブチルケトンの項中「一パーセント未満」を「〇・一パーセント未満」に改める。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第二条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「第十四号、第二十三号、第二十七号、」及び「、第三十二号、第三十六号」を削り、同項第四号イ中「から第二十六号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十五号まで、第三十七号又は第三十九号」を「、第二十五号、第三十号、第三十四号、第三十五号、第三十七号、第三十九号から第四十二号まで又は第四十四号」に改める。

別表㈡の項を次のように改める。

㈡	一　オルトージクロルベンゼン 二　クレゾール 三　クロルベンゼン 四　一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五　前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物
	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査（以下「肝機能検査」という。）

別表㈤の項及び㈥の項を削り、同表㈦の項を同表㈤の項とし、同表㈥の項から㈩の項までを二項ずつ繰り上げる。